

(1) こども計画(戦略)の策定

ア こども大綱(こども基本法第9条)・・・2023年秋頃閣議決定

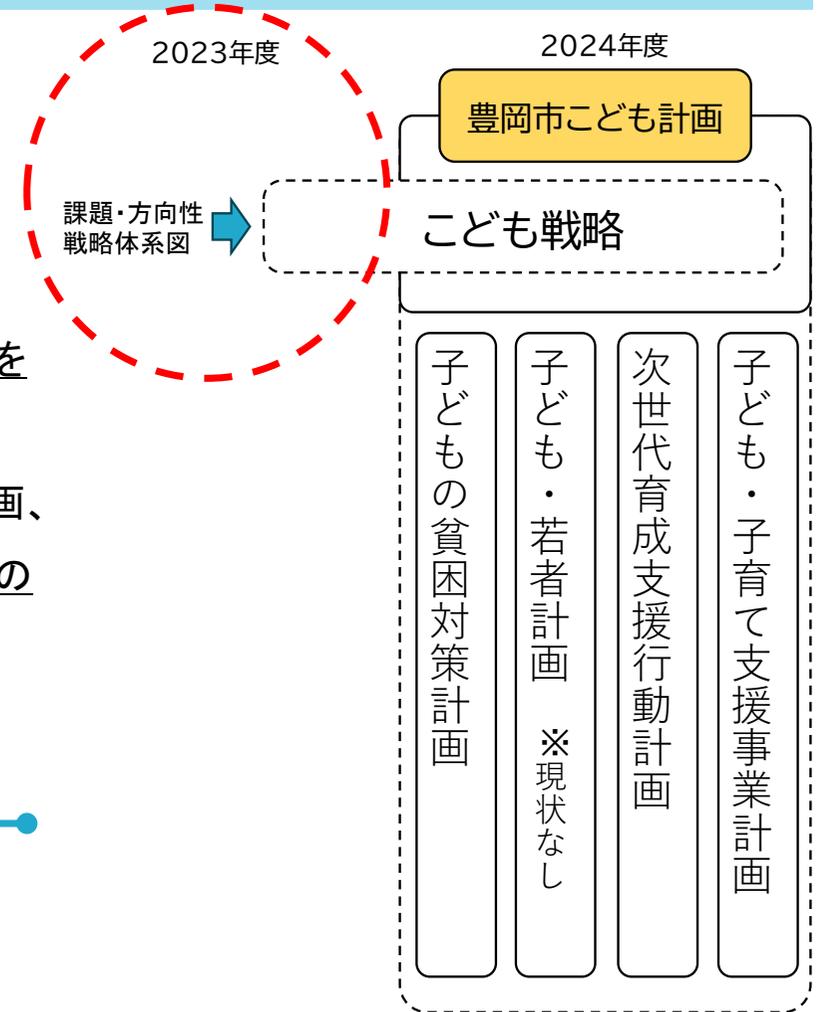
(ア) 県こども計画、市こども計画(こども基本法第10条)

県・・・「こども大綱」を勘案し、「県こども計画」を定めるよう努める。

市・・・「こども大綱」及び「県こども計画」を勘案し、「市こども計画」を

定めるよう努める。**※努力義務→勘案して作ること**

(イ) 県・市こども計画は、①子ども・若者計画、②子どもの貧困対策計画、
③子ども・子育て支援事業計画、④次世代育成支援行動計画と一体のものとして作成することができる。



(2) 策定スケジュール案

